

高麗時代の「叛逆伝」研究 VI

——辛盹 (Sin Ton? - 1371年) の場合——

西 川 孝 雄

はじめに

1. 妖僧遍照の出生
 2. 師傅辛盹の誕生
 3. 田民辨正都監設置
 4. 李存吾の糾弾抗疏
 5. 王殺害計画失敗
- 結び——辛禰王の誕生——

はじめに

先に、高麗時代の「叛逆伝」研究V——立伝人物の分析——（愛知学院大学人間文化研究所紀要『人間文化』第23号）を公表した。そこでは主に『高麗史』列伝の「叛逆」(五)に見える立伝人物10名を分析した。列伝第四十四「叛逆」(五)に集録されていた10名は第27代忠肅王代から第32代禰王代までの人物である。この立伝人物10名の内、第31代恭愍王代の人物が8名もふくまれていた。この時代は反元自主政策から親明政策へと転換した時代であった。

今回は列伝第四十五に収録されている辛盹について分析検討してその特色を解明したいと思う。辛盹 (?~1371) は第31代国王恭愍王 (1330~74) の親任を得て政権を独裁した僧である。この時代は国内においては親元勢力の排除と対元関係の停止、親明政策へと転換した時代である。辛盹を恭愍王は重用し弊政改革に当たさせたが、あまりにも急激なやり方のため失敗した。

以下において、妖僧から神僧（聖人）へ、そして叛逆僧・賊僧といわれ変転した辛盹について、その経緯と特色を考察検討することにする。先ず、妖僧遍照の出生と武臣・功臣の金元命 (?~1370) の紹介により恭愍王に見えて信寵をえて師傅辛盹の誕生となった経緯について検討する。そして世祿の旧臣追放と田民辨正都監設置をしてその判事（長官）となった事情即ち、土地兼併と賤隷民の良民への解放政策について考察する。続いて、辛盹の凌僭不法について李存吾 (1341~1371) の糾弾抗疏について検討し、ついで王殺害計画の失敗にいたる経緯について考察する。結びとして辛盹の子といわれる辛禰王の誕生について述べ、妖僧辛盹の評価をまとめることにする。

叛逆僧・賊僧といわれた辛盹が生きた当時の社会の葛藤と矛盾構造を分析し、何故に辛盹が「叛逆僧」と云われるに至ったのか、その理由を考察検討し解明する。

1. 妖僧遍照の出生

先ず、妖僧辛盹に関する先行研究論文をみると1938年には姜裕文著「辛盹考」（『仏教』13から17集）がある。その内容は第一章から第五章までありそれぞれ辛盹の人物、恭愍王との関係、政治的活躍、仏

僧としての地位、妙清との比較等について論述している。多くの文献を使用して考証しており妖僧辛吨の全体像を最初に明らかにしたすぐれた論考である。次に、1968年には閔賢九著「辛吨の執権とその政治的性格」(上・下『歴史学報』37輯と40輯)がある。その内容は、I. 序言、II. 恭愍王朝初期の政治過程、III. 辛吨の登場と政治体制の変化(上)、IV. 辛吨執権下の政治実態 1. 権力の擅断 2. 改革の実施 3. 新進文臣勢力の成長、V. 辛吨の没落と政治的再編成、VI. 結語(下)となっている。この論考も多くの文献を使用して考証しており、妖僧辛吨の生きた社会的背景を述べ更に、辛吨の実施した改革と新進文臣勢力の成長について解明したすぐれた論考である。その他に若干の論考がある¹⁾。

以下において『高麗史』巻132、列伝巻第45、叛逆6辛吨伝の記述について要約してその伝記について検討することにする²⁾。

妖僧遍照の出生についてその伝記には凡そ、次のようにある。

伝記史料(1)

辛吨、靈山の人。母は桂城縣玉川寺の婢なり。幼にして僧と爲り、名を遍照(辛吨の幼名)と曰い、字を耀空と曰う。母の賤きを以て其の類に齒(仲間に入れる)せられず、常に山房に處る。高麗恭愍王夢に人有り劍を抜て己を刺す、僧有り之を救い免かるを得。會ま武臣・功臣の金元命吨を以て見ゆ。其の貌夢みる所に肖たり。王大に之を異とし與に語る。聰慧辨給、自ら得道(悟りを開く)せりと稱し、詭りて大言を爲し旨に稱う。是より屢召されて入内し、王と與に空(仏理・仏道の空)を談ず。吨常に京都に遊びて勤進し、諸寡婦(きょうゆう)を誑誘(たぶらかしいざなう)して奸淫を恣にす。王に見えてより、矯飾(うわべをいつわりかざる)に務め、其の形を枯槁(やせて色つやがなくなる)にし、盛夏隆冬と雖も常に一破衲を衣る。王益之を重んじ、凡そ服食を饋るに潔淨に務め、足襪(たび)に至るまで必ず頂戴致敬して之を饋る。

妖僧辛吨(?~1371)の出生について次のような点が明らかになっているが全体像は不明な部分が多い。辛吨は靈山県(今日の慶尚南道昌寧郡内)の出生で幼時から僧であった。母は桂城県(昌寧郡内)玉川(一本に泉とある)寺の寺婢であった。幼名を遍照と言ひ、字を耀空と言う。靈山県桂城県は慶尚南道昌寧県に合併されており、玉川寺は邑誌等には掲載されていない。姜裕文氏の研究によれば「靈山の名誉関係上故意に削除したもの」であると云う。『成宗実録』巻八十四、八年九月壬辰条に次の様にあるからである。

御夕講、崔叔精啓曰、昌寧縣有玉泉寺舊基、乃前朝妖僧辛吨所創而居之者也。吨、濁亂朝政、至於亡國、此寺、不可修葺、近者僧徒、托言重修舊基、大興土木、經年未畢、而宏侈亦甚、臣意以爲吨、雖在前朝、其惡、吾今猶不滅、宜瀦其寺、以徵奸徒、況天之生財、只有此數、豈可使僧徒、取奪民財、妄費自奉乎。上、即命下諭觀察使、審察馳啓。

朝政をみだして亡国にいたらせたこの玉泉寺を、今も僧徒が旧基を重修しようとしているので、この寺をこわして瀦(溜め池)刑にすべきであると崔叔精が啓しており、王は即命して觀察使に審察するよう馳啓している。それ故邑誌等からは削除されたのであろう。叛逆者の住した旧基をこわして溜め池にする瀦刑はしばしばみられる。次に、父親については墳基は玄風人の郭儀が靈山に往っておまいりをしており、辛吨の生地は靈山県であると推測されている。郭儀について『高麗史節要』と『東国通鑑』は恭愍王十七年(十八年)八月条に次の様に伝えている。

是月、郭儀ヲ朔方江陵道按廉使ト爲ス。儀、玄風ニ居リ、名(命)日ニ遇フ毎ニ酒饌(酒と食物)ヲ備ヘテ靈山ニ往キ、辛吨ノ父ノ墳ヲ奠シ、墳ニ直スル者ヲシテ辭ヲ具シテ、吨ニ達セシム。吨、儀ト素ト相識ラザリシヲ以テ、驚喜シテ之ヲ召シ、尋イデ正言ニ除ス。識者之を鄙しむ。(『高麗史節要』巻二八、恭愍王十七年八月と『東国通鑑』巻四八、高麗紀恭愍王十七年秋八月)

郭儀と吨は面識がなかったが、理由は不明であるが辛吨の父の墳墓に酒食を供えてまっていたのであ

り、そのお礼として正言（従六品）に除任している。父の本貫は靈山辛氏であると云う。

次に、僧遍照が恭愍王と会見するのは武臣・功臣である金元命（?～1370）の紹介による³⁾。王の夢の中に出てきた僧とよく似ていたからである。これよりしばしば召されて入内して王と仏道の空について談ずるようになっていった。これ以後辛屯の二面性があらわれる。常に山房にいて修禪をしてもらっていた僧が京都に出て奸淫をほしいままにする。一方、王の前では修禪僧としてふるまい王の寵信をうけるのである。

2. 師傳辛屯の誕生

王宮に出入するようになった師傳辛屯の誕生について、その伝記には凡そ次のようにある。

伝記史料(2)

李承慶之を見て曰く、國家を亂る者は必ず此の髡（ぼうずあたま・僧）ならんと。鄭世雲亦以て妖僧と爲し、之を殺さんと欲す。王密に之を避けしむ。二人死するに及び、屯蓄髮して頭陀（托鉢修行僧）と爲り、復た來りて王に謁し、始めて入内事をう用（宮殿で政權を専らにする）。號を清閑居士と賜い、稱して師傳（王の顧問と教育係り）と爲し、國政を咨訪（相談）す。言従われざる無く、人多く之に附す。士大夫の妻以て神僧と爲し、聽法求福せんとして至れば、屯即ち私す。屯既に幸を王に得、其の迹甚だ詭秘なり。李仁復・韓脩王に謂て曰く、此れ端人に非ず、他日必ず變有らん。請う之を遠げんと。李齊賢も亦言う、其の骨法（骨格）古の凶人に類す、必ず後患を貽さんと。王並に聽かず。屯王に譜して仁復を罷め、贊成事崔瑩を貶して鷄林の尹と爲し、又贊成事李龜壽を遠州に流す。凡そ己を誘る者は皆中傷し、大臣以下皆之を畏る。屯注擬（科挙・官吏登用試験の合格者の姓名・履歴を帳簿に記入し、任命すべき官職をあてはめる）の日に當り、自ら賢良を擧ぐと稱し、除目（官吏の任命状）下るに及び擢授する所は皆其の親黨なり。王屯を眞平侯に封じ、是より益崇重を加え、尋で功臣の號を賜い領都僉議使司事、鷲城府院君を授く。

辛屯は李承慶から「國家を亂すのはこの僧」であるといわれ、鄭世雲からは「妖僧と爲し、これを殺さんと欲す」と云われている。王はこれを極力避けている。二人の死により托鉢修行僧となって王に拝謁しはじめて宮殿内で政治の相談役となり、しだいに政權を専らにしていく。恭愍王十五年五月には師傳となり、「清閑居士」の号を賜い、國政を咨訪するようになっていった。七月には「眞平侯」となっている。姜裕文氏の研究によると眞平は地名には見当たらない。侯とは『高麗史』百官志によると正一品の爵位であるとしている。辛屯の負の面は「士大夫の妻以て神僧となし、聽法求福せんとして至れば、屯即ち私す」と云われるように、「奸淫」病が出るのである。

李仁復・韓脩等は王に「此れ端人に非ず。他日必ず變有らん。請うこれを遠げけん」と云われている。又、李齊賢も亦言う。「其の骨法（骨格）古の凶人に類す。必ず後患を貽さん」としている。王はまた避けて聴き入れていない。結局、屯は仁復をやめさせ、贊成事崔瑩を鷄林（慶州）の尹（従三品）となし、また、贊成事李龜壽を遠州に流罪にしている。辛屯は「己を誘る者は皆中傷し、大臣以下皆これを畏る」といわれていた。恭愍十四（五）年九月には侍中金普や仁君輔から次のようにいわれていた。

都僉議侍中金普罷ム。時ニ任君輔、遍照ニ因リテ相ニ復ストイエドモ、内ニ慚愧ヲ懷ク、嘗テ王ニ白シテ曰ク、崔瑩・李龜壽等ハ、皆ナ癸卯定亂ノ功臣ナリ、將ニ二十世ヲ宥スベシ。何ノ罪アリテ貶黜セルヤ。且ツ師傳ハ本ト僧ナリ。國朝人ニ乏シトイエドモ、豈賤僧ヲシテ政ヲ爲サシメ、笑ヲ天下ニ取ルベケンヤト。金普モ亦タ屢王ニ言フ。遍照、普ヲ讒シテ相ヲ罷メ、並ニ君輔ヲ斥ケント欲ス。王曰ク、普ト君輔トハ同時ニ復進ス。今復タ故ナクシテ盡ク逐ハバ、人、我ト卿ト進退、太ダ輕シト謂ハン。姑ク後日ヲ待ツニ如カズト。是ヨリ君輔、政府ニ在リトイエドモ、復タ國事ニ

與カラズ。(『高麗史』卷四一、世家四一、恭愍王十四年九月庚午・卷一一四、列傳二七任君輔と『高麗史節要』卷二八、恭愍王十四年九月)

師傅は本と僧である。「賤僧をして政を為さしめ、笑を天下に取るべけんや」と云われている。辛旽の国政を専らにする姿がうかぶのである。官吏の人々は「皆其の(辛旽の)親党なり」と云われる人々でかためられていたことが判明する。以後、「功臣の号」を賜わっている。

3. 田民辨正都監設置

田民辨正都監設置の意義について次のようにいわれる⁴⁾。

田民弁整都監は国家の社会・経済的基盤をなす土地と奴婢を整備するために設置されていた特別の官庁である。元宗、忠烈王、恭愍王(元年と15年の2回)、禡王(7年と14年)時代に設置されたことがあるが、恭愍王15年(1366)のものを除いては成果を上げることができなかったので、田民弁整都監というのは、大体、この時のことをいう。武臣政権期とモンゴル干渉期に権臣達が土地を大々的に兼併し、農場内外の良人達を奴婢化したので国家財政が難しくなった。恭愍王は権臣達の勢力背景となっていた元の衰退する国際情勢を捕らえ、辛旽の建議を受けてこれを設置し、辛旽を判事にして、権臣達が奪い取った土地をもとの主人に返して良人が奴婢になった者を解放して権門世族の勢力を弱体化させて王権を強化した。しかし、権臣達の反対を受け、最後まで成功できず、辛旽は追放された。

田民弁整都監は辛旽の建議を受けて設置したことが判明する。一方、『高麗史節要』『高麗史』恭愍王十五(六)年五月や叛逆六辛旽伝等には次のように伝えている。

是月、田民辨整都監ヲ置キ、辛旽ヲ以テ判事ト爲ス。中外ニ榜諭シテ曰ク、比來(このごろ)紀綱大イニ壞レ、貪墨風ヲ成シ、宗廟・學校・倉庫・社寺・祿轉・軍須田、及ビ國人世業ノ田民ハ、豪強ノ家、占奪シテ幾ド盡キ、或ハ已ニ決シテ仍ホ執リ、或ハ民ヲ認メテ隸トナシ、州縣驛吏、官奴百姓ノ逃役スル者ヲ悉ク漏隠シ、大イニ農莊ヲ置キ、民ヲ病シ、國ヲ瘠セシメ、水旱ヲ招キ瘡痍息マズ。今都監ヲ設ケ之ヲ推整セシム。京中ハ十五日、諸道ハ四十日ヲ限ル、其非ヲ知リテ自ラ改ムル者ハ問フ勿ク、限ヲ過ギテ事覺ハルル者ハ糾治セン。妄リニ訴フル者ハ反ツテ坐セシム。權豪ヲシテ奪フ所ノ田民ヲ出シ、其主ニ還サシメント、中外欣然タリ。旽、間一日ニシテ都監ニ至リ、李仁任・李春富以下聽決ス。旽、常ニ外ニ公義ヲ假リ、實ハ恩ヲ人ニ市リ、群小ノ心ヲ收メテ以テ、奸慝ヲ濟ス。是ニオイテ奴婢ノ主ニ背ク者、蜂起シテ曰ク、聖人出ヅト。(『高麗史節要』卷二八、恭愍王十五年五月と『高麗史』卷一三二、列傳四五、叛逆六辛旽)

辛旽は判事(長官)となり中外に榜諭している。豪強貴族の土地兼併をとりしまり、逃役を漏隠している農莊は京中は十五日、諸道は四十日を限る、として田民を出させて其の主に戻そうとしている。一方、奴婢の主に背く者は蜂起して「聖人出づ」と述べている。が、辛旽自身は「貪淫」癖があり自己の領地拡大をはかったので貴族の反対にあい失敗している。

次に、何故、王は辛旽を国政に参加させたのであろうか。『高麗史』と『高麗史節要』恭愍王十四(五)年十二月条に次のような史料がある。

廿四日^{丁丑}辛旽ヲ以テ守正履順論道變理保世功臣、壁上三韓三重大臣領都僉議使司事判監察司事、鷲城府院君、提調僧録司事兼判書雲觀事ト爲ス。旽ハ即チ遍照ナリ。王、在位日久シク、宰相多ク意ニ稱ハズ。嘗テ謂ヘラク、世臣大族ハ、親黨根連シテ、互ニ掩蔽ヲナシ、草野ノ新進ハ、矯情飾行シテ、以テ名望ヲ取り、其貴顯ニ及ビテハ、自ラ門地ノ單寒ヲ恥ヂテ、大族ニ連姻シ、盡ク其初ヲ棄ツ。儒生ハ儒ニシテ剛ヲ少ク。又夕門生座主同年ノ號アリテ、黨比(徒党を組む)徇情(私情にとらわれる)ス。三者皆ナ用フルニ足ラズト。離世獨立ノ人ヲ得テ、以テ因循ノ弊(しきたりど

おりにして進取改革の精神のとぼしいこと)ヲ革メンコトヲ思フヤ久シ。暲ヲ見ルニ及ビ以爲ヘラク、得道寡欲、且ツ賤微ニ出デ、更ニ親比(したしむこと)ナシ、之ニ大事ヲ任ズレバ、必ズ徑行(思いのまま行動にうつす)シテ顧籍(気にかけておしむ)スルトコロナケント。故ニ髡緇ヨリ抜キテ、投クルニ國政ヲ以テシテ、疑ハザルナリ。王、暲ニ行ヲ屈シテ、世事ヲ救ハンコトヲ請フ、暲、陽ワリ肯ンゼズ、以テ王ノ意ヲ堅ム。王之ヲ強フ。暲曰ク、嘗テ聞ク、國王大臣、多ク讒聞(告げ口をして人の仲を裂く)ヲ信ズト。慎ミテ此ノ如クスル母クンバ、乃チ世間ヲ福利(しあわせに)スベキナリト。王乃チ盟辭ヲ手寫シテ曰ク、師、我ヲ救ヘ、我レ師ヲ救ハン、死生之ヲ以テシ、人言ニ惑フナシ。佛天証明アレト。(『高麗史』卷四一、世家四一、恭愍王十四年十二月丁丑・卷一三二列傳四五、叛逆六辛暲と『高麗史節要』卷二八、恭愍王十四年十二月)

恭愍王は在位久しく宰相の多くは意にかなわない者が多い。また、世臣大族は親党根連して名望を取り、貴顕な門地は単寒を恥じて大族と連姻している。儒生は剛なる者少く、党比徇情している。この三者は用いるに足らずとしている。「離世独立の人を得て、以て因循の弊を革めんことを思うこと久し」として、暲は、この考えに合致しており国政をまかして疑わないとして盟辭している。

辛暲を国政に参加させた理由は前述したが、その伝記には其の他の史料も含めて凡そ次のようである。

伝記史料(3)

初め王在位日久しく、宰相多く意に稱わず。嘗て以爲らく、世臣大族は親黨根連し、互に掩蔽(おおいかくす)を爲す。草野の新進は、情を矯め行を飾り、以て名を釣り、其の貴顕なるに及んでは門地の單寒(親族が少なく孤独で貧乏なこと)を恥じ、大族に連姻(親類となる)して盡く其の舊を捨つ。儒生は柔儒(気が弱い)にて剛少く、又門生座主(科挙合格者が試験官をよぶこと)同年と稱し、相黨比して情に循う。三者皆用うるに足らず。因て離世獨立の人を得て之を大用し、以て因循(しきたりどおりにする)の弊を革めんと。暲を見るに及んで、以爲らく得道寡欲、且つ賤微親比(したしむ)無く、任ずるに大事を以てすれば、則ち必ず能く直情徑行(思ったことをそのまま行動にうつす)、顧慮する所無からんと。遂に髡緇(僧侶)より抜き國政を授けて疑わず。暲陽り肯んぜるが如くして以て王の意を堅む。王乃ち手づから盟辭を書して佛天(王・仏道の修行者が仏を天として尊崇すること)に誓う。是において暲政を兼る僅に三旬、大臣を讒毀(そしる)し、領都僉議李公遂・侍中慶千興等を罷逐(罷免放逐する)し、冢宰臺諫皆其の口に出で、内外の大權皆其手に歸す。始め禁中を出て奇顯の家に寓す。百官門に詣りて事を議す。金元命が己を薦むるを以て鷹揚軍上護軍と爲し兼ねて八衛四十二都府の兵を掌らしむ。顯の後妻初め寡居す。暲僧たりし時之に通ず。此に至りて復た之に通じ、中饋(料理炊事)を主らしむ。顯其の妻と朝夕側に侍し、老奴婢の如く然り。暲食淫日に甚しく貨賂輻湊(四方から集まる)し、家に居りては酒を飲み肉を啗い、聲色を恣にし、王に謁しては則ち清談終日、菜果を齧り茗を飲み、僧行有るが如し。密直提學李達衷は時の名儒なり。嘗て廣坐において、之を辱かして曰く、人言公酒色度を過ぐと。暲悦びず之を罷む。

無名の僧であった辛暲を恭愍王とあわせてくれた武臣の金元命には「己を薦むるを以て鷹揚軍上護軍と爲し、兼ねて八衛四十二都府の兵を掌らし」めていることが判明する。其の他のことは辛暲の二面性がよく示されている。即ち、「貪淫癖」と王に謁する時は「修禅僧」としてふるまう両面があることが判明する。

4. 李存吾の糾弾抗疏

文臣李存吾(1341~1371)等について『高麗史』列伝第四十五辛暲伝には凡そ次のようである。

諫官鄭樞・李存吾上疏して^{しりぞ} 咄を^{おと} 黜けんことを請い又貶せらる。是より咄の^{けつごう} 桀驚（凶暴でなまいき）尤も甚しく、宰相臺諫も皆咄に附して敢て言う者無し。兩府（門下府と密直司）正陵を祭る。咄拜さず。坐して公主の神座に對して侑食（貴人にはべっていっしょに食事する）す。王諸陵に謁す。百官皆王に隨て拜す。咄獨り立て拜さず。王嘗て假樓に御し擊毬を觀る。咄騎馬して都堂の幕前に至る。諸相皆起立す。咄馬して諸相と語り、樓下に至りて馬を下り王と與に樓上に坐す。侍中柳濯饌（食物をすすめる）を進む。咄坐して受く。服飾一に王の如く見る者辨ずる能わず。王一日歩して咄の邸に至る。咄王と並び踞して^{さいはい} 儕輩（同じ仲間）の如く、復た君臣の禮無し。出入毎に騎從百餘、儀衛乘輿に擬す。百官嘗て咄の家に會す。車馬街を填め、而して宮門は寂然たり。識者寒心（おそれおののいて心が寒くなる）す。十六年元、咄を以て榮祿大夫集賢殿大學士と爲し衣酒を賜わる。咄宣を受けて之を座傍に置いて曰く、安ぞ此物を用うるを爲さん、但だ他の與うる所棄つべからざるなりと。其の^{きやうごう} 驕傲（おごりたかぶってほしいままにふるまう）此くの如し。王咄の言に惑い、子を生まんことを冀い、大に文殊會を演福寺佛殿に設け、^{さい} 綵帛（あやぎぬ）を結びて須彌山と爲し、山を環りて大燭を燃し、燭の大き柱の如く、高さ丈餘、夜明にして晝の如く、^{ちんしゅう} 珍羞（めずらしい食物）を備列し、^{げんよう} 糸花綵鳳人目を炫耀（光かがやく）す。僧三百を選みて山を繞りて法を修し、梵唄天に震う。隨喜（喜んで仏道に帰依する）執事するもの八千人。王咄と與に須彌山の東に坐し、兩府を率いて佛を拜す。一會費す所鉅萬に至る。咄又道誦祕記、松都氣衰の説を以て王に遷都を勧め、往て地を平壤に^{しやう} 相（うらなう）し、既に還りて四日猶お朝謁せず。王之を召して見んと欲す。咄曰く吾今疲れたり、明日乃ち進まんと。咄奇顯の家に居り、奉先寺松岡より王宮に出入す。岡の西南に隙地あり、咄王に白して房を構う。日ならずして成る。宏敞（広くて平らか）深邃（奥ふかい）なり。又北園に別室を作る。重門深幽、明窗淨机（書齋の清潔なさま）、香を焚て獨坐し、蕭然として無欲者の如し。惟だ顯の妻及び二婢の出入を許す。凡そ冤を訴うる者、官を求むる者は必ず妻妾を遣りて先ず顯の妻に賂して内謁す。顯の妻其の人に謂て曰く、別室甚だ狭し、表衣を著くべからず、又從者を率いて以て入るべからずと、其の妻妾短衫（はだぎ）を著し、貨賄を齎し獨り入りて欲する所を陳ぶ。咄獨り與に相對し、醜聲流聞す。知都僉議吳仁澤・侍中慶千興・三司右使安遇慶・前密直副使趙希古・判開城李希汝等密に咄を除かんと謀り、事漏れて流さる。前密直副使金精・金興祖・趙思恭等又咄を誅さんと謀り、事露われて巡軍の獄に繫かれ、尋で杖流せらる。咄私人を中路に遣り皆之を縊殺（しめころす）す。咄初め僧行を以て王に信ぜられ、既にして金蘭の女を納れ、又妾を蓄うる事算無く、卿大夫の妻の貌美なる者は必ず密に招き之を私す。人皆恩を希い威を畏れ、争いて^{どうかく} 臧獲（奴婢）寶器を獻ず。然れども王猶お咄が祿を受けず色に近かつかず田園を置かざるを以て之を信重す。此を以て益威福を恣にし、^{しゅう} 恩讐（情とあだ）必ず復し、世家大族誅殺殆ど盡く。人之を視ること虎狼の如し。奇顯・崔思遠を腹心と爲し、李春富・金蘭を羽翼と爲し、黨與滿朝、王も亦不安の意有り。

以上、先ず、辛咄伝の内容を要約するとその要点は次の様である。

諫官鄭樞・正言李存吾は抗疏して奇抜な行ないをする辛咄をしりぞけんとした。

(1)辛咄の凶暴なふるまいを誰も諫めなかった。

(2)正陵（恭愍王の妃の陵）を祭る時も百官皆王に隨って拜したのに咄獨り立って拜さなかった。

(3)擊毬を觀る時も咄は王と一緒に坐していた。咄の服飾は王の如くであったが誰も何もいえなかった。

(4)咄の邸に王が至った時も「君臣の礼無き」振舞をした。

(5)元より咄は「榮祿大夫集賢殿大學士」の称号と衣酒を賜わったが、此の物は用いられないし棄てられないとおごりたかぶって云った。

- (6)王は暉の言に惑い子が生まれることを願って「一会費す所鉅萬」に至るといわれ僧三百人、執事八千人も参加した文殊会を開いている。
- (7)辛暉は『道説秘記』により松都気衰の説を以て、王に平壤へ遷都することをすすめている。
- (8)暉は北園に別室をつくり「凡そ冤を訴うる者、官を求むる者は」顯の妻に賂して内謁した。暉独りともに相對し、醜声(みにくい評判)がひろく伝わりきこえた。
- (9)知都僉議吳仁澤・侍中慶千興等が密かに暉を除かんとして謀り、事漏れて流された。また、前密直副使金精・金興祖等は暉を誅さんと謀り、事露われて獄につながれ杖流された。後に暉は私人を遣り彼等を絞め殺させた。
- (10)暉には「貪淫癖」があるのがわからず、王は暉が「祿を受けず色に近かつかず田園を置かざるを以て暉を信重」している。しかし、暉は恩讐のある世家大族を殆ど誅殺していたし、「人皆恩を希い威を畏れ、争いて臧獲(奴婢)宝器を献じ」させていた。暉は人々から虎狼の如く見られた。朝廷には暉の徒党が満ち満ちており、王もようやく不安の意を示すようになった。

次に、李存吾の抗疏についてみることにする。『高麗史』『高麗史節要』恭愍王十五(六)年四月条に次のようである。

李存吾史料(1)

(恭愍王十五年)四月十三日^{甲子}左司議大夫鄭樞・右正言李存吾上疏シテ辛暉ヲ論ズ。曰ク、臣等三月十八日、殿内ニオイトテ文殊會を設クルニ値フ。領都僉議辛暉、幸臣ノ列ニ坐セズ、敢ヘテ殿下ト並ビ坐シ、間數尺ナラズ。國人驚駭シテ恟恟タラザルハナシ。夫レ禮ハ上下ヲ辨ジ、民志ヲ定ムル所以ナリ。苟クモ禮ナケレバ、何ヲ以テカ君臣父子タラン、何ヲ以テカ國家タラン。竊カニ見ルニ、暉、上恩ヲ過蒙シ、國政ヲ専ラニシ、而シテ君ヲ無ミスル(かろんじる)ノ心アリ。當初領都僉議判監察ノ命下ルノ日、法當ニ朝服シテ謝スベシ、而モ半月ニシテ出デズ、闕庭ニ進ムニ及ビテハ、膝少シモ屈セズ。常ニ騎馬シテ紅門(廟・陵などに建てる赤門)ニ出入シ、殿下ト並ビテ胡床ニ據リ、其家ニ在ルヤ、宰相庭下ニ拜スルニ、皆ナ坐シテ之ヲ待ツ。崔沆・金仁俊・林衍ノ所爲トイエドモ、未ダ此ノ如キ者アラザルナリ。昔ハ沙門タリ。當ニ度外ニ置キ、必ズシモ其無禮ヲ責メザルモ可ナリ。今ハ宰相タリ。名位定マレリ。而ルニ敢ヘテ禮ヲ失シ、常ヲ毀ルコト此ノ若シ。其由ヲ原究スルニ、必ズ以テ師傅(王の顧問や教育係)ノ名ニ託スル者アラン。然レドモ、兪升旦ハ高王ノ師、鄭可臣ハ德陵ノ傳タリ。臣等未ダ彼ノ二人者ノ敢ヘテ此ノ如クナリシヲ聞カザルナリ。暉ハ是レ何人ニシテ自尊此ノ若キカ。臣ニシテ上ノ權ヲ僭セバ、位ニ有ル者、皆ナ其分ニ安ンゼズ、小民之ニ化シテ、亦タ其常ヲ踰越セン。暉既ニ殿下ト禮ヲ抗ス。是レ國ニ兩君アルナリ。司馬光曰ク、紀綱立タザレバ、奸雄心ヲ生ズト。然ラバ則チ禮ハ嚴ナラザルベカラズ、習ハ愼マザルベカラズ。若シ殿下ニシテ、必ズ此人ヲ敬シテ民ニ災禍ナクンバ、其頭ヲ髡(かみをそり落とす)ニシ、其服ヲ緇^{クロ}ニシ、其官ヲ削リ、之ヲ寺院ニ置キテ敬セヨ。必ズ此人ヲ用イ國家平康ナラバ、其權ヲ裁抑シ、上下ノ禮ヲ嚴ニシ、以テ之ヲ使へ。民志定マリ、國難紓(やわらぐ)ビン。且ツ殿下、暉ヲ以テ賢トナス。暉、事ヲ用イテ以來、陰陽時ヲ失シ、冬月ニシテ雷シ、黃霧四塞旬日ニ彌リ、黒子夜赤禋シ、天狗地ニ墜チ、木冰甚ダシク、清明ノ後雨雷寒風アリ、乾文屢^{シバシバ}變ジ、山禽野獸、白日城中ニ飛走ス。暉ノ論道變理(宰相の職)功臣ノ號、果シテ天地祖宗ノ意ニ合スルカト。疏上ル。王大イニ怒リ、樞ヲ東萊縣令ニ、存吾ヲ長沙監務ニ貶ス。(『高麗史』卷四一、世家四一、恭愍王十五年四月甲子・卷一一二列傳二五、李存吾・卷一三二列傳四五、叛逆六辛暉と『高麗史節要』卷二八、恭愍王十五年四月)

李存吾史料(2)

(恭愍王二十年)五月廿三日^{甲戌}前長沙監務李存吾卒ス。存吾、字ハ順卿、慶州ノ人姿相端潔、簡

重寡言。早ク孤トナリ、學にカム。慷慨志節アリ。辛屯ノ不法ヲ上疏極論シ、貶セラレテ長沙監務トナリ、公州ノ石灘ニ臥ス。後チ屯ノ勢益熾^{マヌマス}ナルヲ見、憂憤疾ヲ成ス。疾革マルニ及ビ、左右ヲシテ扶ケ起サシメテ曰ク、屯尙ホ熾^{マヌマス}ナルカト。曰ク、然リト。臥ニ還リテ曰ク、屯亡ビテ吾レ乃チ亡ビント。席ニ返リ未ダ安ンゼズシテ卒ス。享年三十一。(『高麗史』卷四三、世家四三、恭愍王二十年五月甲戌・卷一一二列傳二五、李存吾と『東國通鑑』卷四九、高麗紀恭愍王二十年五月・七月)

李存吾史料(3), (A)

忠清道觀察使李世應狀啓曰、臣竊惟前朝高麗正言李存吾、天畀忠義、秉心耿直、身遇麗季、妖僧辛屯、竊位縱邪、上下怵懼、莫敢枝梧存吾能舊不顧身、披批死爭、張目叱屯、精義所激、屯乃奪氣、不覺下床、玄陵不察。卒見擯竄、未幾見宥、遷居石灘別業、石灘在今公州治西扶餘東境。著在輿地勝覽、及其終也、因憤成疾、數起大呼曰。屯尙熾乎、侍者曰尙熾、曰屯亡吾乃亡死而後已、其意以爲恭愍、蠱惑逆屯、國將危亂、以身之死生、爲國之存亡。庶幾戮屯而存國也、忠忱義烈、高出千古、上可以事日月、下足以激萬生、臣子之義烈。恭愍後猶悔悟、贈職褒古、我國家亦當褒崇彰異以厲節義、至今尙無褒典實所大闕、存吾遺墟、尙在石灘之傍、泯滅榛蕪、無跡可尋、田夫野老、猶稱某人之墟、有識過行、指点咨嗟、至有彷徨不忍去者、其風聲之久而猶激者、如此、且存吾少時、有大野皆爲沒、高山獨不降之句、言者以謂終樹大節之識、臣等所料、於石灘之上、豎短碑、以志其居、前面書曰、高麗正言李先生存吾寓居之所、兩旁分書大野皆爲沒高山獨不降兩句、陰記平生所行大略、環以短墻、使其後孫世守之、則可以旋示永久、庶使見其地、而思其人、感動奮發之念、自不容已、昔武王伐殷、封比干之墓式、商容之閭、乃爲舉義之首事。今此之舉、亦實國家盛典、且其後孫在公州者五、在沔川者五、姓名開具啓聞後錄、其中擇其堪爲朝士者錄用、其不堪任者賜物復戶、旋死勸生、不惟振作一道士氣、其於轉移一世之機、豈不大關、請令該曹磨鍊施行、史臣曰、此非世應之志。乃都事朴世燾所欲爲、而世應不能抑、敢啓請之。(『中宗實錄』卷三十三、十三年六月条) 李存吾史料(3), (B)

御書講高麗史節要特進官許砮曰觀辛屯之事君臣倒置、未有如此之甚者、當此之時季存吾抗疏極論王猶不悟使國步日蹙、王若聽存吾之言、則豈至於如此哉、以王偏信逆屯敬禮重之朝無敢言者爲人君偏信甚不可焉、檢討官沈思遜曰、人君好惡不可不慎、自古人君、以偏信其臣、而終致危亡多矣、豈獨恭愍哉。(『中宗實錄』卷四十三、十七年正月条)

(1)の史料によると左司議大夫鄭樞と右正言李存吾は上疏して辛屯の文殊会の際の欠礼をせめている。「屯、上恩を過蒙し、国政を専らにし、而して君を無みするの心あり」として叱責している。昔は沙門であったから無礼を責めないが、今は一国の宰相である。名位が定まっているのであると。また、屯は「與殿下抗禮、是国有兩君也」(殿下ト禮ヲ抗ス。是レ国ニ兩君アルナリ)と云われて、臣下として礼を失せしを責められている。存吾が疏をたてまつるや王は大いに怒り樞を東萊県令に存吾を長沙監務に貶斥(官位をさげて左遷する)してしまった。

次に、(2)の史料によると五月になると存吾は憂憤して疾を成し、革まるにより屯のいまださかんなるを聞き「屯亡びて吾れ乃ち亡びん」と。席に返りそのまま卒してしまった。享年三十一であったことが判明する。

次に、史料(3)の(A)と(B)の史料によると朝鮮王朝時代中宗王十三年に忠清道觀察使李世應が正言李存吾の「忠忱(まこと)義烈」なる人物であることを称賛しており、公州の西の石灘上に短碑を立てたことを啓上している⁵⁾。後孫が公州等に住しており「賜物復戸(忠臣・孝子等に戸役を免ずること)」を願っている。(B)の史料では君臣倒置のため李存吾は「抗疏」していることが判明する。

さて、以上の史料をもとに李存吾(1341~1371)の生涯をまとめると次のようになる。

李存吾 字は順慶。慶州の人。姿相端潔，簡重寡言。早く孤にして學に力め，慷慨志節有り。年十餘にして。十二徒に肄う（手習いする）。高麗恭愍王九年（1360年）登第し，水原の書記に調せられ，史翰に選補せらる。鄭夢周・朴尙哀・李崇仁・鄭道傳・金九容・金齊顔と友とし善く，講論虛日無し。大に人に稱賞せらる。監察糾正に累遷す。十五年，正言となる。辛叅國に當り，凌僭（我がままなこと）不法，敢て言う者無し。存吾身を顧みず，將に之を論ぜんとし，疏藁を袖にして省に赴き，同列に示して曰く，「妖物國を誤る，去らざるべからず」と。諸郎畏縮して敢て應ずる者無し。左司議大夫鄭樞は存吾の姻親なり。謂て曰く，「兄は當に是の如くなるべからず」と。樞之に従い，遂に上疏して叅の凌僭僥慢を痛論（はげしく議論する）す。王代言權仲和をして之を讀ましめ，讀んで半に至らず，大怒して遽に命じて之を焚かしめ，樞・存吾を召して面責（面と向かって責める）す。時に叅王と對床す。存吾叅を目して之を叱して曰く，「老僧何ぞ無禮此の如くなるを得んや」と。叅惶駭覺えず床を下る。王愈怒りて巡軍の獄に下し，贊成事李春富・密直李穡等をして之を鞠せしめ，乃ち左右に言て曰く，「予は存吾の怒目を畏る」と。春富等存吾に問て曰く，「爾乳臭の童子何ぞ能く自ら知らん，必ず老孤の陰嗾（扇動する）する者有らん，其れ隠す無かれ」と。對えて曰く，「童子の無知を以てせずして之を言官（諫官・政事の失を諫める官）に置く，豈に言わずして以て國家に負かんや」と。時に存吾年二十五。叅必ず之を殺さんと欲す。穡，春富に謂て曰く，「二人狂妄固と罪すべし。然れども我が太祖以來五百年，未だ嘗て一諫官を殺さず。今令公に因りて諫言を殺せば，恐らくは惡聲遠く播らん。且つ小儒の言大人において何ぞ損せん，如かず王に白して之を殺す勿れ」と。春富等之を然りとし，免かるることを得，貶せられて長沙監務と爲る。國人之を稱して眞正言と曰う。退て公州の石灘に臥す。時に叅の勢益熾にして，存吾憂憤疾を成し，二十年疾革まり，左右をして扶起（たすけ起こす）せしめて曰く，「叅尙お熾か」と。左右の曰く「然り」と。還り臥して曰く，「叅亡ぶれば存吾亡びん」と。返席未だ安んぜずして卒す。年三十一。没後三月にして叅誅せらる。王其忠を思い，成均大司成を贈る。

以上，抗疏では辛叅に対して次の諸点を訴えていた。王が諸陵に謁した時，百官は皆王にしたがって拝したが叅は独り立って拝しなかった。王の擊毬觀戦のときも諸相皆起立したが叅は樓上に坐していた。また，王が叅の邸に至った時も君臣の礼が無いふるまいをした。辛叅は恭愍王十六年になって元から榮祿大夫集賢殿大學士と衣酒を賜った時も「安ぞ此物を用うるを為さん」と驕傲であった。また，王は叅の言に従って子を生まんことをこいねがって文殊会を演福寺で開いており，一会費すところは鉅万に至っておる。また，王に松都氣衰の説によって遷都を勧めている。

叅は北園に別室を作り，香を焚いて独坐し無欲者のようであった。また，叅は冤を訴える者や官を求める者に対して醜声流聞をされている。叅を除かんとした謀が2回おこりすべて縊殺されている。また，叅は「貪淫癖」がおこりその反面，王に対しては「禄を受けず，色に近かつかず，田園を置かざるを以て叅を信重」させている。叅の党与は朝廷に満ちており，王もようやく不安の意を示すようになった。

5. 王殺害計画失敗

辛叅の王殺害計画失敗についてその伝記には凡そ次のようにある。

伝記史料(4)

王本と性猜忌（人の才能などをそねみきらう），腹心大臣といえども其の權盛なるに及べば，必ず忌ん（にくむ）で之を誅す。叅自ら鴟張（勢がつよくわがままなこと）甚しきを知り，王の忌まんことを恐れ遂に不軌（反乱をはかる）を圖る。王の憲・景二陵に謁するに及び黨人を分遣して伏を道傍に設け，約して大事を行わしむ。其の黨儀衛の甚だ盛なるを見，懼れて發せず。王宮に還

るに及び、^{きょうだ} 咄其の怯懦（おくびょう）を怒り、更に日を刻して事を挙げしむ。咄の客選部議郎李韜陰に其の兇謀を記し、匿名の書を作り、稱して寒林居士と言ひ、夜宰相金續命の第に投じ、微服して逃がる。續命其の書を以て聞す。王巡衛府に命じて咄の黨顯・思遠・前少尹鄭龜漢・將軍陳允儉等を捕えて之を鞫わしめ皆服す。乃ち之を誅し、咄を水原に流す。尋で察訪使林樸等を遣りて之を誅せしめ、支解（身をばらばらに切りはなす。重刑罰の一つ）して諸道に^{そな} へ、首を京城の東門に^{さら} 梟す。咄性^{でん} 眈（狩り）犬を畏れ、射獵（狩り）を惡み、且つ淫を縦にし、常に^{うけい} 烏鷄白馬を殺し以て陽道（男子の生殖機能）を助く。時人之を老狐精と稱す。

辛咄の党による王殺害計画について『高麗史』恭愍王二十（一）年七月には次のようにある。

二十（一）年六月^{丙辰} 辛咄ノ黨奇顯・崔思遠等ヲ誅ス。初メ王ノ憲・景二陵ニ謁スルヤ、辛咄其黨ヲ分遣シ、伏ヲ道傍ニ設ケ、大事ヲ行ハンコトヲ約ス。其黨、王ノ儀衛甚ダ盛ンナルヲ見、犯スニ忍ビズ、事無キヲ得タリ。咄、怒リ罵リテ曰ク、爾ガ輩、誠ニ怯懦、無用ノ者ナリト。是ヨリ日夜聚謀、更ニ日ヲ刻シテ事ヲ舉ゲントス。時に官ヲ求ムル者、悉ク咄ニ附ス。選部議郎^{ジン} 李韜モ亦タ咄ノ門客トナリ、備サニ兇謀ヲ知り、事ノ迫マレルヲ見テ、乃チ姓名ヲ匿シテ寒林居士ト稱シ、書ヲ爲リテ、夜宰相金續命ノ第二投ジ、微服シテ亡ゲ去ル。續命其書ヲ以テ聞ス。王、巡衛府ニ命ジ、咄ノ黨顯・思遠・鄭龜漢・陳允儉・奇仲脩等ヲ收捕シテ之ヲ鞫ス。王、始メ韜ノ誣構（罪のない者を無理に罪あるようにいつわり仕立てる）ヲ疑ヒテ之ヲ信ゼズ。其黨ヲ訊スルニ及ビテ、皆ナ服ス。即チ之ヲ誅ス。（『高麗史』卷四三、世家四三、恭愍王二十年七月丙辰・卷一三二列傳四五、叛逆六辛咄）

王が憲・景二陵に謁する機会をねらって大事を行なわんとしたが儀式に参列した護衛兵が警備厳重なため失敗をしてしまう。咄の門客であった客選部議郎李韜がその兇謀を記し、匿名で夜宰相金続命の第に投じた。その書をもって王に申し上げたので王は巡衛府に命じて辛咄の党を捕誅した。咄を水原に流した。そして、察訪使林樸等を遣って誅させて支解し諸道にそなえて、首を京城の東門にさらしたのである。恭愍王自身も3年後に宦官崔万生・寵臣洪倫らに殺されてしまうのである。

結び——辛禍王の誕生——

『高麗史』列伝卷四十六には辛禍について次のように述べられている。

辛禍 小字牟尼奴、辛咄ノ妾般若ノ出ナリ。或ハ云、初般若身メル有リ。月滿ツ咄友僧能祐ノ母家ニ就キ産ス。祐ノ母之ヲ養フ、期年ナラズシテ兒死ス。祐咄ノ讓メ^{ソシラ} 旁^{ソシラ} ンコトヲ恐レ、貌ノ類スル者ヲ求メ竊カニ鄰家隊卒ノ兒ヲ取り諸テ他所ニ置キ咄ニ告テ曰ク。兒病アリ請フ移養セン、咄諾ス居ルコト一年、咄取テ家ニ養フ。金鉉ノ婢^{オソ} 金莊ヲ以テ乳媪ト爲ス。般若亦未ダ其兒ニ非ザルヲ知ラザルナリ。恭愍王常ニ嗣無キヲ憂フ。一日微行（しのび歩き）シテ咄ノ家ニ至ル、咄其兒ヲ指シテ曰ク願クハ殿下養子ト爲シテ以テ立後トセヨ。王^{ニラミ} 睨^{ニラミ} テ笑テ答ヘズ、然モ心之ヲ許ス。咄其徒吳一鶚ヲシテ洛山觀音ニ祈ラシメテ曰ク、願クハ弟子ノ分身牟尼奴ヲシテ福壽國ノ住タラシメヨ。咄水原ニ流サル王近臣ニ語テ曰ク、予嘗テ咄ノ家ニ至リ其婢ニ幸シ子ヲ生ム。驚動セシムル母ク善ク之ヲ保護ス。咄既ニ誅セラル王牟尼奴ヲ召シ、明德太后（第27代王忠肅王の妃）ノ殿ニ納レ、守侍中（門下府の従一品の官職）李仁任ニ謂テ曰ク。元子吾ニ在リ憂フル勿レ、因テ言フ美婦有リ咄ノ家ニ在リ其ノ子ニ宜シキヲ聞キ遂ニ之ニ幸ス。乃チ此兒有リ、後ニ王牟尼奴ヲ以テ嗣ト爲サントス。太后欲セズシテ曰ク、稍長シテ學ニ就ク未ダ晩カラズ、其牟尼奴ノ名ヲ改メ禍ヲ以テ命ズ。二十三年九月王禍ヲ故宮人韓氏ノ出ト冒稱ス、洪倫等王ヲ弑ス。太后禍ヲ率キ内ニ入り喪ヲ發セズ。丙戌寶房ニ殯ス、禍宰樞ト喪ヲ發シ、舉哀（死者を祭るために哭泣する礼）翌日太后立宗セント欲ス。李仁任等百官ヲ率キ遂ニ禍ヲ立ツ年十歳。喪ヲ大廟ニ告グ。

『太宗実録』巻六、三年十一月己丑の条に王統宗系について述べた記事の中に辛屯の子禍についての記述が次のようにある。

恭愍王無子，將寵臣辛屯子禍，陰養宮中，稱爲己子，及恭愍王薨，其臣李仁任，乃立禍爲嗣，臣父自恭愍王至僞姓禍。

王統宗系について、次のようにいわれる。恭愍王は子が無く、寵臣辛屯の子禍をひそかに宮中で養育して自分の子と称した。恭愍王がみまかるに及び、臣下の李仁任は僞姓禍を立てて継嗣とした。

以上、辛屯についていろいろと検討してきたが先行研究についてみる。「辛屯考」を書かれた姜裕文氏の場合は次の諸点が指摘できよう。辛屯の出現によって二大事実を醸成したといわれる。一つは仏教徒の非を具体的に露出して、排仏運動を起すようになり、儒者の新舞台を出現させた。他の一つは高麗朝政教の乱れがひどくなり一部の人をして、王氏に対する離反の資を作り李氏の新王朝を建設する因を作ったのであるとしている。恭愍王が辛屯と際会したのは一種の反動的現象だが同時に当時の社会の不安相を生きられたのであるとしている。

さて、本論文の要点をまとめると次の諸点が指摘できよう。

1. 妖僧遍照の出生では妖僧辛屯の母は桂城県玉川(泉)寺の婢であることは判明していたが、父については玄風人の郭儀が靈山にある墳墓をおまいりしていたので、屯は面識がなかったがお礼として正言(従六品)に除任していた。父の本貫は靈山辛氏であった。また、僧遍照が恭愍王と会見するのは武臣の金元命の紹介によったのである。また、辛屯の二面性即ち「修禅僧」の姿をもつ面と「奸淫癖」を持つ面があることを指摘した。修禅僧として王のまえではふるまい寵信を得たのである。

2. 師傅辛屯の誕生では辛屯は国家を乱す僧であるとか妖僧であるとかの理由で殺さんと欲すなどといわれた。王は極力これを避けている。恭愍王十五年には師傅となり、七月には「真平侯」となっていた。一方、また、辛屯は批判をされていた。「端人(心や行ないの正しい人)でないので他日変をおこすから遠ざけん」とか「骨格が古の凶人に似ているので後患をもたらす」とかいわれたが王は避けており、反対者は遠州流罪にしている。師傅は賤僧で政治をしようとしており、天下の笑いものになると侍中金普は批判している。官吏の人々は辛屯の親党でしめられていることが指摘できた。

3. 田民辨正都監設置では辛屯の建議で設置したことが判明した。土地兼併のとりしまりや逃役者を漏隠している農荘は田民を出せと命じている。では、王は僧の辛屯を何故に国政に参加させたのであろうか。恭愍王の宰相・世臣大族・儒生の三者に対する不満が指摘された。恭愍王は「離世独立の人」即ち辛屯を得て、因循の弊を革めんとしていたことが解明できた。

4. 李存吾の糾弾抗疏では鄭枢と李存吾の上疏についてみると「殿下ト禮ヲ抗ス。是レ国ニ両君アルナリ」とした臣下辛屯の無礼を叱責している。辛屯は「修禅僧」の姿を王の前ではみせるのである。「禄を受けず、色に近かづかず、田園を置かずを以て、屯を信重」させている。朝廷の中は屯の党与で満ちており、王もようやく不安の意を示すようになった点を指摘した。

5. 王殺害計画失敗では王が陵に謁する機会を狙い殺そうとしたが警備が嚴重で失敗をした。屯の行動は門客の一人の密告によって辛屯の党は捕誅されてしまった。辛屯は支解され首は京城の東門にさらされた点を指摘した。恭愍王自身も3年後には殺されてしまう。

結びの辛禍王の誕生では辛屯の子の禍を王位に立てた点が朝鮮王朝時代に王統宗系が問題にされていた点を指摘した。結局、『高麗史』編纂時に辛禍・辛昌父子を「世家」におかず、「叛逆」伝の後の「列伝」に入れることになった。『高麗史』の「纂修凡例」には「辛禍父子以逆屯之孽(庶子)、竊位十六年、今準漢書王莽傳、降爲列傳、以嚴討賊之義。」とあり、辛禍父子は逆屯の庶子と断定し、『漢書』王莽伝に準じて降して「列伝」に入れられている。王莽(前45-23)は平帝を毒殺して国をうばい、みずから帝位について国を新と号し、後漢の光武帝に殺されていた人物である。「王姓の王統が二分され」

辛禰父子の二王は辛氏とされたのであり、「朝鮮王朝の国際観や名分論に拠るもの」である。この様に編纂されるに至ったのは周知のとおりである⁶⁾。以上が辛禰の歴史的側面の分析である。辛禰の執権から没落に至った政治過程を分析された閔賢九氏は辛禰の因循の弊を革めんとしたいろいろな改革的措置も結局「弥縫策の限界」を切り抜けられなかった点を指摘されている⁷⁾。

『高麗史』叛逆六辛禰伝には「禰目不知書」（禰、目は書を知らず）とあり、辛禰は「目に一丁字も識らず」文字は読めなかったと思われる。文字の読めない僧侶が政治と宗教の二面性をもって活動する時代は中世的世界の姿であると考え。恭愍王と辛禰の際会は「一種の反動的現象」とであると指摘されているが、辛禰の執権政治担当から失敗没落へは排仏から儒教へ移る中世的役割をになって次の儒教を中心とした新王朝をうみだす役割をはたしたといえるのである。

註

1) 徐景洙著「辛禰朝服を着た怪僧」新丘文化社、『韓国の人間像』第1巻王家・政治家篇所収、1965年刊。内容は1. 風雲に乗って 2. 果てなき王の信任 3. 聖人の称号を 4. 聖人から妖僧へ 5. 悲劇の末路となっている。

2) 辛禰伝記史料(1)

辛禰

辛禰、靈山人、母、桂城縣玉川寺婢也、幼爲僧、名遍照、字、耀空、以母賤、不見齒於其類、常處山房、恭愍王夢、人拔劍刺己、有僧救之得免、明日、以告太后、會、金元命、以禰見、其貌惟肖、王、大異之、與語、聰慧辨給、自謂得道、詭爲大言、輒中旨、王、素信佛、又感夢、由是、屢密召入內、與之談空、禰、目不知書、常遊京都勸緣、誑誘諸寡婦、雋其奸淫、自見王、務矯飾、枯槁其形、雖盛夏隆冬、常衣一被衲、王、益重之、凡饋衣服飲食、必潔淨、至於足襪、必頂戴、致敬饋之、李承慶、見之曰、亂國家者、必此髡也、鄭世雲、以爲妖僧、欲殺之、王、密令避之、承慶・世雲死、髮而爲頭陀、復來謁王、始入內用事、賜號清閑居士、稱爲師傅、咨訪國政、言無不從、人多附之、士大夫之妻、以爲神僧、聽法求福而至、禰輒私焉、十四年、禰主密直金蘭家、蘭有城府、好毀譽人、以二處女與之、崔瑩責蘭、禰、嫉之、譖貶鷄林尹、又罷贊成事李仁復・密直趙希古・洪師範・崔孟孫等、引所善蘭及金普・李春富・任君輔・朴曦、伏之、又譖流贊成李龜壽・評理梁伯益・判密直朴椿・芮城君石文成・宦者府院君李寧・金壽萬等、分遣其黨上護軍李得霖・巡軍經歷吳季南、鞠瑩・龜壽等、以交結壽萬、離間上下、斥去賢良、大不忠、羅織成獄、瑩等、皆誣服白、請速卽刑、遂削瑩等三品以上爵、除壽萬名、爲民、並籍其田民、又流陽川君許猷・典工判書邊光秀・判事洪仁桂・猷于典理判書瑞・僉議評理金貴・上護軍梁濟・大護軍李仁壽・護軍洪承老、凡謗己者、輒中傷、虐焰薰灼、大臣以下、皆畏之、禰、尋視龜壽・貴椿髮、置山寺、遣白紵・李元具、杖之、復遣王安德・裴仁吉、沈于海、禰、當注擬、自稱舉賢良、及除目下、所擢授者、皆其所善也、王、封禰爲眞平侯、自是、日加崇重、尋授守正履順論道變理保世功臣、壁上三韓三重大臣領都僉議使司事判重房監察司事、鷲城府院君、提調僧錄司事兼判書雲觀事、始改名禰、初、王在位久、宰相、多不稱志、嘗以爲、世臣大族、親黨根連、互爲掩蔽、草野新進、矯情飾行、以釣名、及貴顯、取門地單塞、連姻大族、盡弃其初、儒生、柔儒少剛、又稱門生・座主・同年、黨比徇情、三者皆不足用、思得離世獨立之人、大用之、以革因循之弊、及見禰、以爲得道寡欲且賤微無親比、任以大事、則必徑情無所顧籍、遂拔於髡緇、授國政而不疑、請禰以屈行救世、禰、陽不肯、以堅王意、王、強之、禰曰、嘗聞王與大臣、多信讒間、願勿如是、可福利世間也。王、乃手寫盟辭曰、師救我、我救師、死生以之、無惑人言、佛天証明、於是、與議國政、用事三旬、讒毀大臣、罷逐領都僉議李公遂・侍中慶千興・判三司事李壽山・贊成事宋卿・密直韓公義・政堂元松壽・同知密直王重貴等、家宰臺諫、皆出其口、領都僉議、久處其位、至是、自領之、始出禁中、寓奇顯家、百城中、都人初聞、以爲宮中有變、皆驚駭、久之乃定、會罷、禰乃出、緇黃雜流、填咽宮掖、令諸君宰樞及各司、逐日設齋、糜費不貲、王、幸禰願刹洛山寺、左右爭言、今歲大稔、王、跪佛前曰、自不穀莅國、十有五年、水旱爲災、今歲之稔、實由僉議變理、王、敬禰、常稱僉議而不名、王、上壽太后、益妃・定妃、侍宴、禰、亦與焉、一日、柳濯、享王、二妃在東、禰坐西、謂王曰、二妃年少而愚、王曰不愚、禰又戲曰、聖體不已勞乎、王曰勞矣哉、密直許綱妻金氏、上洛君永照孫也、綱死、禰、慕其門閥、欲娶之、金聞之曰、我公、平生未嘗睨政黨、妾何忍背耶、必欲汚、我當自刎、遂斷髮爲尼、禰、聞而止、十六年、元、以禰爲

榮祿大夫集賢殿大學士，賜衣酒，**吨**，受宣，置座傍曰，安用此物爲，但他所與，不可弃也，王，惑**吨**言，冀生子，又大設文殊會於演福寺中佛殿，結彩帛，爲須彌山，環山燃大燭，又環佛殿燃燭，燭大如柱，高丈餘，負以獅象，夜明如晝，備列珍羞，凡五行絲花彩鳳，炫耀人目，幣用彩帛十六束，又以金銀，作假山，置于庭，幢幡葆蓋，五色嘩日，選僧三百，遠須彌山，作法梵唄，震天隨喜，執事者，無慮八千人，王，與**吨**，坐須彌山東，率兩府禮佛，**吨**，白王曰，善男女，願從上，結文殊勝因，請許諸婦女上殿聽法，於是，士女雜選，寡婦，至有爲**吨**治容者，**吨**，以餅果，散於婦女，咸喜曰，僉議乃文殊後身也，士女，飫珍羞，或弃地，一會所費，至鉅萬，王，命忽赤·忠勇衛二百五十人，晝夜衛**吨**，演福寺僧達孜，嘗以讖，說**吨**曰，寺有三池九井，三池澄淨，扶蘇山，映池心，則君臣心正，致大平，九井者，九龍所在，堙塞久，不可不開，將設會，**吨**，令李云牧，役府兵，開三池九井，是會，凡七日，暴風三日，大霜三日，始會，暴風終日，黃埃漲天，御床，爲人所觸而碎，王，又親設文殊會於演福寺，有氣如烟，出佛殿三日，**吨**，白王曰，佛放光，**吨**，以道說祕記，松都氣衰之說，勸王遷都，王，命**吨**，往平壤相地，春富·達祥·宦者禮儀書尹忠佐等，從之，典校令林樸·內書舍人金麟·知製教金禧，皆佩劍以行，麟，監察大夫漢貴之子，禧，漢貴姪也，漢貴，嘗詐稱**吨**戚屬，故從之，及**吨**還四日，欲不朝謁，王，以久不見，悵然不樂，使人請見，**吨**曰，吾今疲矣，明日乃進，王，命營成均館，**吨**，與濯·李穡，會崇文館，相舊址，**吨**，免冠叩頭，誓先聖曰，盡心重營，左右皆曰，不可，**吨**曰，文宣王，天下萬世乃師也，可斬小費虧前代之規乎，有僧禪顯·千禧，皆**吨**所善者也，千禧自言，入江浙，傳達磨法，王，親訪于佛腹臆，尋封國師，又遊禪顯于康安殿，封王師，王，九拜，禪顯立受，百官，朝服就班，**吨**，獨戎服，立殿上，每王一拜，輒嘖嘖稱嘆，私語宦者曰，主上禮容，天下稀有，其陰媚取寵，如此，史官尹紹宗，在傍，立，願謂曰，毋妄書國事，吾將取觀之，初，禪顯之未封也，紹宗族僧夫目，謂紹宗曰，**吨**之貪暴，犬豕不若，必誤國家，禪顯附之，吾不忍見，遂逃入山，元使乞微至，問曰，聞爾國，有權王，何在，時，中國，謂**吨**爲權王故云，**吨**，在奇顯家，由奉先寺松岡，出入王宮，岡西南，有隙地，**吨**白王曰，幸就此構小房，則庶便老僕進退，王，許之，**吨**，分其黨督役，不日而成，宏敞深邃，又於北園，作別室，重門深幽，明窗淨几，焚香獨坐，蕭然若無欲者，惟許顯妻，及二婢出入，凡訴冤官，詣門議事，**吨**，以辰巳聖人出之讖，揚言曰，所謂聖人，豈非我歟，以元命，兼鷹揚軍上護軍，掌八衛四十二都府兵，元命·蘭，皆以**吨**故大用，初，顯後妻寡居，**吨**，爲僧通焉，後歸顯，及**吨**貴，主顯家，又通焉，以顯妻，主中饋，**吨**，貪淫日甚，貨賂輻湊，居家飲酒啗肉，恣意聲色，謁王則清談，齧茶果茗飲，密直提學李達衷，嘗於廣坐，謂**吨**曰，元謂公酒色過度，**吨**，不悅，罷之，十五年，**吨**，以四月八日，大燃燈于其第，京城爭效之，貧戶，至乞丐以辦，諫官鄭樞·李存吾，上疏，極論**吨**罪惡，皆見貶逐，語在存吾傳，自是，**吨**之桀驁尤甚，宰相·臺諫，皆附**吨**而言路塞矣，王，以無嗣，欲納妃，親選德豐君王義·散騎安克仁·正郎鄭寓·判官鄭良生女于內庭，**吨**，與王並據胡床，觀之，**吨**，既以計盡逐勳舊，僉議評理睦仁吉，雖潛邸舊臣，以武人不識字，不爲忌，及其兇詐益露，恐仁吉白王，因事諧之，任君輔言，仁吉舊人，不可以小失去，**吨**，銜之，又聞樞之見逐，君輔營救，益嫉之，遂諧王，并仁吉，同日竄之，**吨**，以黃裳·李壽山·韓方信·安遇祥·李金剛·池龍壽·楊伯淵·金達祥·李云牧·張必禮·李善等，爲禁衛提調官，於是，內外之權，悉摠於**吨**，**吨**，與幸樞，迎廣州天王寺舍利于王輪寺，王，率百官往觀，百官，冠帶立庭，**吨**，著半臂，手圓扇，並御床坐，袖緣化文，立授王令押，王，受之愈謹，居數日，**吨**，率僧徒，還舍利，贊成李仁任，從**吨**，步至天壽寺，送之，後，兩府，祭正陵，**吨**，不拜，坐封公主神座，侑食，王，謁諸陵，百官，皆隨王拜，**吨**，獨立不拜，王，嘗御假樓，觀擊毬雜戲，都堂帳幕，在樓東，騎馬至幕前，諸相皆起立，**吨**，馬而與語，至樓下，乃下馬，與王坐樓上，侍中柳濯，進饌，**吨**服飾，一如王，見者不能辨，王，又幸高羅里，觀擊毬，**吨**，於帳殿前乘馬，侍中以下起立，**吨**，騎過，垂鞭自若，又與侍中尹桓，侍王宴，桓，行酒，**吨**，以飲餘授桓，桓，飲之無愧色，王，一日，步幸**吨**第，**吨**與王，並踞僂輩，無復君臣之禮，每出入，騎從百餘，儀衛，擬於乘輿，**吨**，請置田民辨整都監，自爲判事，榜諭中外曰，比來，紀綱大壞，貪墨成風，宗廟·學校·倉庫·寺社·祿轉·軍須田，及國人世業田民，豪強之家，奪占幾盡，或已決仍執，或認民爲隸，州縣驛吏·官奴·百姓之逃役者，悉皆漏隱，大置農莊，病民瘠國，感召水旱，癘疫不息，今設都監，俾之推整，京中，限十五日，諸道，四十日，其知非自改者，勿問，過限事覺者，糾治，妄訴者，反坐，令出，權豪，多以所奪田民，還其主，中外忻然，**吨**，間一日，至都監，仁任·春富以下，聽決焉，**吨**，外假公義，欲市恩於人，凡賤隸訴良者，一皆良之，於是，奴隸背主者，蜂起曰，聖人出矣，婦人訟者，貌美，**吨**，外示哀矜，誘致其家，輒淫焉，訟必得伸，由是，女謁盛行，士人切齒，判事張海家奴，爲郎將，遇海，高揖不下馬，海，怒鞭之，奴訴**吨**，**吨**，囚海及其女于巡軍，其欲收群小心，以濟姦惡，類此，百官，嘗會**吨**家，車馬填街，而宮門寂然，識者寒心，是日，地大震，時，公卿舊臣，皆被竄逐，**吨**，惟憚太后，讒間百計，王，憂無嗣，形于辭色，或，至泣下，**吨**說王曰，開文殊會，則君臣和協，佛天歡喜，必誕元良，王，從之，設會於宮中，凡七日，欣然

有得子之望，前會一日，別建淨殿，覆以白茅，爲道場，吹螺擊鼓，如三軍鼓角，聲振者，求官者，必遣妻妾，先略顯妻內謁，顯妻，謂其人曰，別室甚狹，不可著表衣，又不可率從者以入，其妻妾，著短衫，賣貨賄，獨入，陳所欲，吨，獨與相對，醜聲流聞，判事僕普安·三宰妾碩，嘗以事，遣其妻謁吨，吨，欲汚之，皆勸聲固拒，顯與妻，事吨，朝夕不離側，若老奴婢然，知都僉議吳仁澤，與千興·仁吉·元命·三司右使安遇慶·前密直副使趙希古·判開城李希泌·評理韓暉·鷹揚上護軍趙璘·上護軍尹承順等，密議曰，辛吨，姦佞陰狡，好讒毀人，斥逐勳舊，殺戮無辜，黨與日盛，道誅密記，有非僧非俗，亂政亡國之語，必是此人，將爲國家大患，宜白王，早除之，判少府寺事姜元甫，與判書辛貴，善，貴遣人，借器於元甫，元甫曰，欲何用，曰將以饋吨，元甫曰，何用饋，我與某某，將除之，其人，歸告貴，貴，馳往告吨，吨，夜令其徒，備弓劍以衛，詣王告變曰，吨，山水間一衲也，上，勒令至此，吨，不敢違命，思欲去姦惡，用賢良，使三韓百姓，粗得平康，然後將一衣一鉢，還向山林，今國人，將殺吨，願上哀矜，王，驚問之，吨，具以實語對，乃命黎仁澤等于巡軍，又因貴·元甫，鞠之，杖流仁澤·希古·千興·元命·遇慶·仁吉，及仁澤子英佐于南裔，沒爲官奴，籍其家，又流暉·希泌·璘·承順·元甫·大護軍柳仁梓·韓德卿，又以郎將田永貴·朴世元，私議千興等無罪，并流之，獄方興，吨，赴西普通法席，三品以下，皆帶弓劍以衛，吨，以其黨李元具，爲慶尙·江陵道察訪使，金鼎，爲楊廣·全羅道察訪使，高漢兩，爲西海·平壤·交州道察訪使，元具，素與吨相善，及吨得志，來謁，尋求去，吨曰，國家，欲選賢良，君何去也，俄授大護軍，爲察訪，凡吨之讎怨，皆爲之報，累遷判大僕事，又監察大夫孫湧，日詣吨家，事皆告稟，吨，坐堂上，湧，每出入，俯伏堂下，玄風人郭儀，每遇俗節，備酒饌，往靈山，奠吨父墳，令守者達吨，吨，以素不相識，驚喜召之，尋除正言，十七年，日本，遣僧梵盪等，來聘，梵盪等至，行省諸相皆立，吨，獨南向坐，不爲禮，梵盪等，怒詰之，吨，忿甚，欲歐之，館待甚簿，至闕其齋饋，仁任，私餉之，王聞甚慚，吨，終無愧侮，吨，燃燈，設火山，邀王幸其第，與云牧·顯·知申事廉興邦·鷹揚軍上護軍李得霖等，率文武數百人，爲左右隊，督之，燈以百萬計，極其奇巧，又盛陳雜戲，王，賜布百匹，得霖，本隊尉，賁緣附屯，驟顯，貪縱不法，嘗爲全羅道按廉，未行，憲府，劾得霖盜廣州貢袖，王，命臺官勿問，督令之任，及爲班主，縛毆內侍別監，憲府，又劾之，王，亦不問，後吨，以得霖盜影殿材，殺之，吨，始有寵，李齊賢，白王曰，吨骨法，類古之凶人，請勿近，吨，深銜之，以老不得加害，乃謂王曰，儒者，稱座主門生，互相干請，如李齊賢門生·門下見門生，遂爲滿國之盜，科舉之害，有如此，時，藝文館，請行科舉，王，素疑謬科或濫，且重違吨意，不許，既而，聞典校寺，書疏祝者，惟一人，乃幸九齊，取李詹等七人，吨，惡柳淑，譜王殺之，又聽金文鉉，讒殺文鉉父達祥及其兄君鼎，語在淑·文鉉傳，前密直副使金精，與金興祖·趙思恭·俞思義·金齋顏·金龜寶·李元林·尹希宗等，謀誅吨，思恭，洩謀於所善前洪州牧使鄭暉，暉，與提學韓葢，告春富，春富入白，王，命繫巡軍獄，鞠之，杖流有差，吨，追遣私人於中略，皆監殺之，又以璘·元命，嘗與思義通書，皆杖殺之，凡爲吨所殺者，妻子，不敢訴冤，廷臣，無敢言之，吨，又欲盡殺流人，訴於王，遣孫演于慶尙·全羅道，其黨洪永通，謂吨曰，多殺人，何益，佛氏罪福報應之說，亦可畏，願更思之，吨悟，更白王，召演還，十八年，以公主忌辰，設會于演福寺，僧尼數千，施布八百匹，時，水原道饑，流民，聞會仝集，吨，以餘布，分與流民，以干譽，吨，欲自爲五道都事審官，令三司，上書請復之，王曰，我皇考忠肅王，值旱災，梵香告天，罷此官，天乃雨，寡人，可忘先王之意乎，焚其書，後，吨，賈諸州縣事審奏曰，詣王，王戲曰，五道都事審，僉議，可自爲之，又曰，大盜，莫若諸州事審，事遂寢，吨，密令春富，請移都忠州，王怒，吨，托言，松京濱海，海寇可畏，以解之，王，乃下令，將巡駐三蘇，發民除道，又於平壤·忠州，皆作離宮，及公主魂殿，峙供頓，民甚苦之，然畏吨無敢言者，判司天監陳永緒等上書，以爲，近者，太白晝見，又年饑，靜吉動凶，王曰，何晚奏耶，明日，謂左右白，國事，大臣不可不與聞，與吨議，罷之，吨，於八關會，攝王，受群臣朝于儀鳳樓，王性猜忍，雖腹心大臣，及其權盛，必忌而誅之，吨，自知鴟張太甚，恐王忌之，密謀不軌，僧釋溫，初附吨，以辛丑戰功，封輔理君，後被罪逃，髮而改姓名高仁器，拜判少府監事，洩吨逆謀，吨，因自辨於王，復祝仁器髮，放于金剛山，實庇之，十九年，帝遣使，來錫王命，并賜吨綵帛璽書，稱相國辛吨，王因諫官言，令六部臺省官，每月六衙日，親奏事，吨言，六衙日聽政，則聽訟官，五日內，未能窮治，請於初二·十六，兩日視事，從之，二十年，吨僱人，享吨于穿坂，王，出涼聽望之，自侍中以下，有爵者皆與，凡二百餘人，都人聚觀，謂之僉議餞送，權適，又大享吨，設火山臺，吨，不敢自安，乃移涼聽，請王觀之，吨，初以僧行，見信於王，既納蘭女，又畜妾無算，卿大夫妻貌美者，必密招私之，凡在朝者，皆希恩畏威，爭獻臧獲寶器，王，猶以不受祿，不近色，不置田園，信重之，吨，悉行威福，恩讐必復，世家大族，誅殺殆盡，人視若虎狼，至使仕者，夜直其第，論資授官，出則侍中以下，擁前後，道路爲之填塞，市不開貨，奇顯·崔思遠，爲腹心，春富·蘭，爲羽翼，黨與滿朝，王，亦有不自安之意，稱領相而不敢官，王，謁憲·景二陵，吨，分遣其黨，設伏道傍，約行大事，及王還宮，吨，謂其黨曰，何不如約，其黨曰，見上儀衛甚盛，不忍

犯也，吨，怒且罵曰，爾輩，誠怯懦無用者也，自是，日夜聚謀，更刻日舉事，時，求官者，悉附吨，選部議郎李靱，亦爲吨門客，備知兇謀，陰籍記之，事迫，乃匿姓名，稱爲寒林居士，爲書，夜投宰相金續命第，即微服亡去，續命，以其書聞，王，命巡衛府，收捕吨黨顯・思遠・仁器・前少尹鄭龜漢・將軍陳允儉・顯子前正郎仲脩・韓乙松等，鞠之，王，始疑靱誣構，不之信，及訊，其黨皆服，乃誅顯・思遠・龜漢・允儉・仲脩・仁器・乙松等，流云牧・辛貴・辛修，翼日，吨，以小兒生辰，飯僧廣明寺，王，命承宣權仲和，降香，賜蟒龍衣，吨，遂謁正陵，王，命仁任・興邦，及頭裏速古赤，從之，後二日，流吨于水原，命李成林・王安德，押行，理部・憲司，請族顯等，王曰，門下・重房，何無狀疏，都評議司奏曰，吨，本庸僧，過蒙恩幸，乃詭謀竊權，陰結黨與，圖爲不軌，幸賴天佑，剪除其黨，吨以逆首，只竄于外，尙保首領，宜置極刑，并誅遺孽同產，及其黨顯・思遠等子，餘黨，亦悉窮治，門下省奏曰，大逆，天下萬世之所不容，辛吨，本一微僧，濫遇上知，位極人臣，進退百官，頤指氣使，廣植兇徒，覬覦非分，幸賴祖宗之靈，殿下先見之明，兇謀發覺，乃用寬典，止於流放，三韓欲望，且吨之黨與，不但顯・思遠等七人而已，伏望斷以大義，置吨極刑，籍沒家產，并夷其黨，以快衆心，憲府又請誅吨，流其親黨，籍產瀆宅，王曰，法者，天下萬世之公，予不得私撓，宜如所奏，遣察訪使林樸・伏覆使金玗于水原，誅吨，即召還吨所逐千興・瑩・法者・希泌・承順等，初，王，與吨・春富等，同盟，至是授樸盟書，使示吨，數罪曰，爾嘗謂近婦女，所以導引養氣，非敢私之，今聞至生兒息，是在盟書者歟，城仲，造甲第至七，是在盟書者歟，如是者數事，數罪訖，可焚此書，樸，至水原，使人詐報宣召，吨，喜曰，今日召還，蓋爲阿只思我也，阿只，方言小兒之稱，吨婢妾般若，生牟尼奴，王，以爲己子，是爲禡，阿只，指牟尼奴也，水原府使朴東生，泣吨前，陳其情歎，成林，叱退之，吨，當刑，束手乞哀於樸曰，願公見阿只，活我，乃斬之，支解，徇諸道，梟首京城東門，初，樸，與上將軍李美冲，侍王，王，目美冲曰，汝知阿只事矣，對曰，臣已知，樸，恠之，出以問美冲，美冲曰，上嘗鑄金錢，授臣往吨家，賜阿只，阿只大喜，吨，謂予曰，上，數幸吾家，非爲我也，予，具以聞故，上，有是言，至是，吨誅，樸，謂史官閔由誼・李至曰，誅辛吨，國家大慶，又有大慶，君等知予，上，幸宮人生子，今已七歲，吨，潛養之，不使國人知，是亦當誅，史官，宜知之，又斬吨二歲兒，及吨異父弟判事姜成乙，誅春富・蘭・云牧，其子，沒爲官奴，又誅吨黨大護軍李伯修・護軍白絢・孫演・金斗達・金元萬・僧天正・哲觀・奇顯子仲齋，淑倫・仲平・林熙載・辛吨・辛貴・林世・崔津・林仁茂・林端，沒蘭從弟大護軍千寶・端弟郎將桂，爲奴，皆伏劍自死，杖流湧・永通・金鉉・許完・前承旨金鎮・春富弟光富・元富・上將軍金重源・大護軍宋蘭・孫湊・金安・石蘭・金鼎・吳仲華・民部尙書成俊德・成汝完・禮部直郎吳一鶚，大常少卿趙思謙・柳濬・郎將朴千祐・前軍簿正郎柳資澤・尹德方・韓休・楊天式・羅松・金暉西・辛兀之・金良劍・高敏等，有差，思謙，後爲判事，論通其妻父之妾，又附吨，多受賄賂，廢爲庶人，流遠州，一鶚，嘗爲政房少卿，冒受中郎將河永洪俸祿，監察司論劾，除名不叙，附吨得官，至是敗，三司右尹李遇龍，亦以吨黨，免官，吨及逆黨妻妾，皆沒爲官婢，靱，後以功，驟遷至政堂文學，吨，性畏畋犬，惡射獵，且縱淫，常殺烏雞白馬，以助陽道，時人謂吨，爲老狐精。

- 3) 金元命については拙著「高麗時代の『姦臣伝』の研究 I——立伝人物の分析——」愛知学院大学人間文化研究所紀要『人間文化』第20号金元命の項，222～3頁参照。
- 4) 金徳珍著『年表で見る韓国の歴史』明石書店刊，2005年，119～120頁。
- 5) 『東国輿地勝覽』卷十八，扶余，山川・石灘の項に詩があり「白雲千載空悠然」とある。
- 6) 武田幸男著『高麗史日本伝』(上)岩波書店刊，2005年，28～29頁。
- 7) 閔賢九著「辛吨の執権とその政治的性格」(下)『歴史学報』第四十輯，180頁。